

高知県地域介護・福祉空間等設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域介護・福祉空間等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局通知。以下「国実施要綱」という。）第3により県が作成した防災・減災等事業整備計画に基づき事業者（以下「補助事業者」という）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金は、国実施要綱第3の1の(1)による防災・減災等事業整備計画に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - (2) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- 2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る対象施設、補助単価、補助対象経費等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に関する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業として適当であると認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 高齢者施設等の非常用自家発電整備事業
防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき別表第1の第2欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額と第3欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に補助

率 4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 高齢者施設等の給水設備整備事業

防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき別表第 2 の第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額と第 3 欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率 4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。第 7 号において「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 補助事業者が補助事業を行うために契約する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付すなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならないこと。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (12) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (13) 県税の滞納をしていないこと。

(交付の申請手続)

- 第7条 規則第3条第1項の補助金等の交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。
- 2 前条第1号及び第2号の規定により変更申請を行う場合は、別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(概算払)

- 第8条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による請求書によらなければならない。

(繰越の承認申請)

- 第9条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合

は、別記第4号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第6条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の規定により繰越しの承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに、別記第6号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）は、別記第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は令和2年12月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第10条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は令和3年6月25日から施行する。

附則

この要綱は令和4年6月21日から施行する。

附則

この要綱は令和5年6月7日から施行する。

附則

この要綱は令和6年8月13日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

（第3条（1）高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業）

1 対象施設	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 下限額
<p>次に掲げる広域型施設等（高知市を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム 	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、その他適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>補助対象経費の実支出額の範囲内で知事が認めた額</p>	<p>一施設当たり総事業費500万円以上の事業を補助対象とする。ただし、燃料タンクのみを整備する場合は、総事業費が500万円未満の事業についても補助対象とする。</p>

別表第2（第3条、第5条関係）

（第3条（2）高齢者施設等の給水設備整備事業）

1 対象施設	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 下限額
<p>次に掲げる広域型施設等（高知市を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム 	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、その他適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>補助対象経費の実支出額の範囲内で知事が認めた額</p>	<p>一施設当たり総事業費500万円以上の事業を補助対象とする。</p>

別表第3（第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。